

姫路農業振興地域整備計画変更理由書

姫路市

令和7年5月14日

1 農業振興地域整備計画の変更理由

姫路市は、昭和47年3月17日に農業振興地域の指定を受け、農業振興地域整備計画を策定し、昭和49年1月12日に整備計画の認可を受けた。その後も見直しを行い、農業振興を図るため各種の施策を実施したが、令和4年6月に総合的な見直しを行い現在に至っている。しかし、社会情勢はめまぐるしく変化しており、その変化に対応した土地の有効利用と、社会的・経済的にきびしい状態にある農業の振興を計画的に見直す必要性があるため、今回の整備計画の変更に至った。

2 農用地利用計画の変更理由及び変更内容

① 農用地区域からの除外

除外の理由	下記の5件について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第2項に定める除外要件を満たすことから農用地区域より除外する。 1 分家住宅を建築するもの 2 分家住宅を建築するもの 3 露天駐車場を整備するもの 4 露天資材置場を整備するもの 5 露天資材置場及び駐車場を整備するもの
-------	--

No	除外する土地の所在地、地番	現況地目	面積（㎡）	除外前の用途区分	除外後の用途
1	姫路市林田町中構86番1	田	442.68	農地	分家住宅
2	姫路市石倉1104番1	田	341.68	農地	分家住宅
3	姫路市山田町西山田22番	畑	359.00	農地	露天駐車場
4	姫路市夢前町護持5番2	田	1066.00	農地	露天資材置場
5	姫路市夢前町護持48番1	畑	1665.00	農地	露天資材置場及び駐車場